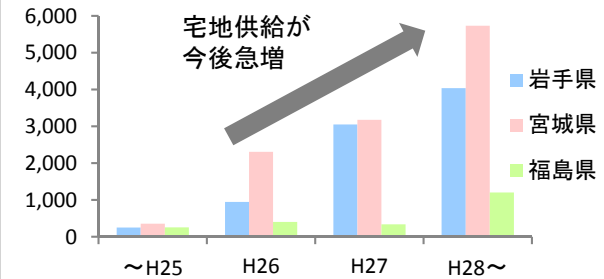


○今後、防災集団移転促進事業等による宅地供給が本格化。
⇒被災者による**住宅再建が本格化**。

○被災者の**住宅再建円滑化**のため、以下の3つの取組みを行う。

面整備事業による民間住宅用地供給見込(戸数)



※面整備事業: 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業
※住まいの復興工程表(平成26年3月末現在)による

被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化

○地方公共団体と地域の建設関係事業者や住宅金融支援機構等が連携し、公的助成措置の周知等のほか、再建資金面での相談や住宅建設事業者の紹介等の対応を充実させつつ、被災者による住宅再建の具体化に向けた**ワンストップ**の相談会等を各地で展開するなど、被災者への支援を強化

造成工事完了から被災者による住宅着工までの期間の短縮

○防集団地の造成工事完了後、被災者による住宅着工までに経なければならないプロセス(造成宅地の分筆登記、所有権移転登記、抵当権設定登記、土地代金支払い、土地の引渡し、ローン実行、建築確認)について以下の取組み

- ①登記嘱託の計画的処理(市町村⇄法務局)
- ②登記処理と住宅建設の並行実施(※)のノウハウ提供による住宅着工の早期化(市町村・被災者)
※分筆登記完了前の買主(住民)への引渡し、分筆登記完了前(抵当権設定登記前)のローン実行、分筆登記完了前の建築確認
- ③防集団地の被災者向け借地手続の円滑化(市町村へのノウハウ提供)

再建工事集中時における建設事業者の円滑な人材・資材確保への支援

○宅地供給後に住宅再建工事が集中し、工事従事者や住宅資材が不足する地域において、

- ①遠隔地から工事従事者を確保する際に必要な仮設宿泊施設等の整備
- ②住宅資材の融通や応援職人の手配等を支援するなど、建設事業者による円滑な住宅再建工事の実施を支援